

令和8年度 宮城県まぐろはえ縄漁業 海外操業支援事業費補助金

宮城県では、海外操業を行うまぐろはえ縄漁業を営む者に対し、物価高騰や円安等が漁業経営に及ぼす影響を軽減し、持続的な経営を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、漁労経費の一部を支援します。

補助対象者

宮城県内に本社を有し、海外操業を行うまぐろはえ縄漁業※を営む者

※漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第12号に掲げるかつお・まぐろ漁業の許可を受け、総トン数350トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して、主にまぐろを獲ることを目的とする漁業

※代表者が同一の場合は、同一の事業者とみなし、申請は1件に限るものとする

補助金額

海外操業を行うまぐろはえ縄漁業の航海1日当たりの漁労経費の増加分として、県が定める額に、航海日数と補助率2分の1を乗じて得た額とする。

<算定方法>

補助金額

＝航海1日当たりの漁労経費増加額 72千円 × 航海日数※ × 補助率1/2

※航海日数とは、操業船が本邦又は外国の港を出港した日から次の港(外国の港を含む)に入港した日までの日数のうち、(1)と(2)の平均とする

(1)令和5年度(令和5年4月から令和6年3月まで)の延べ航海日数

(2)令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の延べ航海日数

ただし、令和5年度または令和6年度のいずれかにおいて操業しなかった場合は、操業を行った年度の航海日数を用いて算出するものとする。

補助限度額

500万円/者

申請期間

令和8年5月25日(月) ～ 令和8年6月30日(火)

宮城県水産林政部 水産業振興課 漁業調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2932 E-mail:suishinc@pref.miyagi.lg.jp

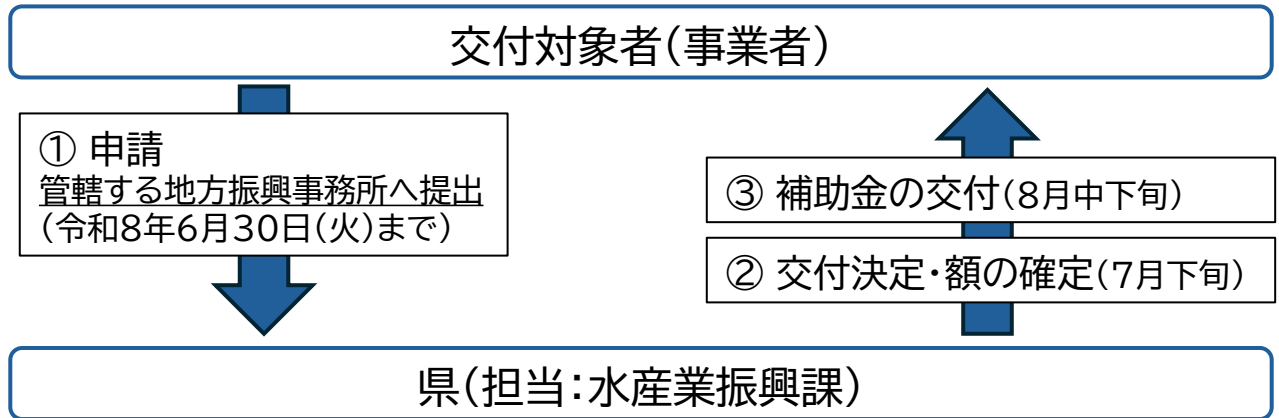
HP:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/r8maguro-haenawa-hozyo.html>

提出書類

交付申請書(別記様式第1号)に以下の書類を添付し、事業所がある住所を管轄する地方振興事務所水産漁港部あて提出してください。

- (1) 補助金額算定基礎資料(別記様式第2号)
- (2) 令和5、6年度の航海日数を確認できる証拠書類(漁獲成績報告書の写し等)
- (3) 納税証明書(発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第3号)及び役員等名簿

申請から補助金交付までの流れ



その他

- ・交付申請書等の様式はホームページからダウンロード願います。
- ・詳細は本補助金の交付要綱をご確認ください。

主なQ&A

Q1 補助対象が、海外操業を行うまぐろはえ縄漁業を営む者となっている理由は。

A1 海外操業を行うまぐろはえ縄漁業は、航海日数が長く、物価高騰や円安等の影響が大きい一方で、漁船毎に漁獲枠が設定され、経費高騰に見合う漁獲量の確保が難しいなど、厳しい経営環境に置かれていることから、高騰する漁労経費の一部を支援するものです。

Q2 航海日数について、所有する漁船すべての航海日数が報告対象となるのか。

A2 令和8年1月1日時点で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第12号に掲げるかつお・まぐろ漁業の許可を受けた総トン数350トン以上の動力漁船が報告対象となります。

Q3 航海日数が300日の場合、補助金額(交付申請額)はいくらか。

A3 航海1日当たりの漁労経費増加額72千円×300日×補助率1/2 = 10,800千円となるため、補助限度額の500万円が補助金額(交付申請額)となります。